

日本聖公会第 61（定期）総会 第 25 号決議

「ヘイトクライム（人種・民族憎悪犯罪）、ヘイトスピーチ（人種差別・排外表現）の根絶と真の多民族・多文化共生社会の創造を求める日本聖公会の立場」を採択する件

提出者

大阪教区	主教議員	主教 大西修（人権問題担当主教）
	聖職代議員	司祭 岩城聰、司祭 山本眞
京都教区	主教議員	主教 高地敬
	聖職代議員	司祭 黒田裕、司祭 井田泉
東京教区	主教議員	主教 大畑喜道
	聖職代議員	司祭 笹森田鶴
	信徒代議員	黒澤圭子
正義と平和委員会		主教 渋谷一郎
青年委員会		司祭 小林聡

以下の声明を、総会において採択する。

「ヘイトクライム（人種・民族憎悪犯罪）、ヘイトスピーチ（人種差別・排外表現）の根絶と真の多民族多文化共生社会の創造を求める日本聖公会の立場」

2000年代後半に入り「行動する保守」をスローガンに「在日特権を許さない市民の会」（略称：在特会。2007 年結成）をはじめとする民族排外主義団体は、街頭に出て聞くにも堪えない民族排外表現を内容とする示威運動を続けています。2009 年 12 月には授業中の京都朝鮮初級学校を襲撃し、これから育っていく子どもたちだけでなく学校関係者、地域社会に大きな傷を与えました。この事件を契機に日本社会でもヘイトスピーチという言葉が認知されてきています。

明治以降の植民地主義・軍国主義による日本のアジア侵略と植民地支配はその反省が不十分であり、かつ旧植民地出身者、とりわけ朝鮮半島出身者とその子孫には同化と排外政策でもって権利が侵害されてきた状況があります。そのことは現在の在日韓国朝鮮人問題の起源と言っても過言ではありません。

日本聖公会では、大阪教区の聖ガブリエル教会の復興と聖公会生野センターの活動への協力、また日韓聖公会の交流・協働関係を通して、共生社会を求めてまいりました。しかし 21 世紀に入り日本の右傾化に伴いネット空間を中心に「嫌韓」のムードが一部社会に広がってきました。これは前述した植民地支配の反省がなされていないことに起因するものであります。

このヘイトスピーチは現在も毎週日本の各地で行われており、攻撃対象も在日韓国朝鮮人だけでなく在日アジア人、被差別部落の人々、沖縄の人々、広島・長崎の被爆者、アイヌ民族、性的少数者と

広く社会で弱い立場にあるマイノリティーに広がっています。ヘイトスピーチは、対象とされる人々の存在そのものを脅かし、否定・抹殺しようとするものであり、心身を深く傷つける犯罪です。

京都朝鮮学校襲撃事件は 2013 年 10 月に京都地方裁判所において人種差別であるとした日本では画期的な判決が下されるに至りました。このヘイトスピーチの動きに対して国連の人権報告（2014 年 2 月）も、日本政府に是正対応を正式に勧告しています。日本は人種差別撤廃条約を批准していますが、ヘイトクライムやヘイトスピーチを規制する条項（注※第 4 条の a、b）は留保したままです。170 か国を超える批准国でこの条項を留保しているのは 5 か国にすぎません。国連からも早急に全面批准を求められています。欧米諸国ではホロコーストに代表される民族排外・絶滅主義の反省に立ち、その社会で人種・民族・文化・宗教的少数者の保護のために様々なヘイトクライム、ヘイトスピーチの規制を行っています。しかしこの日本では全くと言ってよいほどそのための法整備はなされていません。

聖書の中には非難と憎悪の声に脅かされた人々の叫びがあります。

「わたしを踏みにじる者の嘲りから、わたしを救ってください。わたしの魂は獅子の中に、火を吐く人の子らの中に伏しています。彼らの歯は槍のように、矢のように、舌は剣のように、鋭いのです。」詩編 57:4～5

「御覧ください、彼らの口は剣を吐きます。その唇の言葉を誰が聞くに堪えるでしょう。」詩編 59:8。

ここで神は脅かされた者に対して「慈しみ深く、先立って進まれる」（詩編 59:11）神であると歌われています。神はかつてイスラエルの民に寄留者を虐げることを禁じ（申命記 24:17）、その生活と権利を守ることを命じられました（レビ記 19:10、申命記 10:18）。また神は「人はそれぞれぶどうの木の下、いちじくの木の下に座り、脅かすものは何もない」（ミカ書 4:4）という日の到来を約束し、わたしたちがそれに向かって生きることを求めておられます。

グローバル化が進む現代社会にあって多民族・多文化社会は避けられないものであるという以上に積極的に創造されるべき姿であります。しかしこの民族排外主義の動きはそれに真っ向から敵対するものであり決して「表現の自由」という言葉で守られるべきものではありません。わたしたちは「慈しみ深く、先立って進まれる」方に従い、ヘイトクライム・ヘイトスピーチの根絶を誓うとともに、真の多民族・多文化共生社会の創造を求めて歩むことを表明します。

注※（第 4 条の a、b）

- (a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。
- (b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

<提案理由>

日本聖公会は、全教区・教会で 1992 年に開設した聖公会生野センターの働きを覚えて祈り支えている。その活動の趣旨は在日韓国朝鮮人その他の外国人住民と日本人とが共に生きることのできる地域社会の実現のためである。2012 年の日本聖公会宣教協議会<宣教・牧会の十年>提言では、[「高齢者」「青年」「女性」「男性」「子ども」「障がい者」「外国人」などとひとくくりにせず、一人ひとりの生きている重みを尊重し、積極的な出会いの中から、いっしょに歩く交わりを形成していきます。]と宣言している。ここ数年の在特会などの動きは、日本聖公会の宣教の方向性に逆行するものであり、明らかに人権侵害であるため、本決議をもって日本聖公会の立場を表明するものである。